

議案第十五号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

杉並区立杉並会館			
"	"	地上一階の一部	地下一階従業員控室の一部
調理事務室	調理室	軽食堂	従業員控室
一三、〇〇〇円	二六一、〇〇〇円	三、二〇〇円	一三八、〇〇〇円

を

杉並区立杉並会館		
"	地上一階の一部	地下一階従業員控室の一部
調理事務室	調理室	従業員控室
一三、〇〇〇円	二六一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円

に改める。

別表第二三の二中

杉並区立荻窪北児童館		遊戯室	洋室	六三・一	/	一、八〇〇円	/	/
遊戯室	集会室・図工室	洋室	四五・一	七〇〇円	一、四〇〇円	/	/	/
"	"	"	一九八・六	/	五、九〇〇円	七〇〇円	三〇〇円	/

改め、同表に次のように加える。

（十四） 消費者センター

杉並区立消費者センター	名称			使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料		
	第一教室	第二教室	第三教室				午前 午前九時から 正午まで	午後 午後一時から 午後五時まで	夜間 午後六時から 午後十時まで
	洋室	"	"				一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	七〇・五	六九・一	四五・六				一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円

付記

- 1 使用時間を延長して使用する場合は、午前又は午後の時間区分のみ管理上支障のない限り一時間を限度として使用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。
- 2 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

に を

(十五)

福祉事務所

杉並区西福祉事務所		名称	使用部分	第一会議室	第二会議室	区別	広さ	四八・〇	六七・五	使用	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	夜間 午後六時から 午後十時まで
			洋室	〃	〃			一、〇〇〇円	一、四〇〇円		一、四〇〇円	一、八〇〇円	一、四〇〇円

付記

- 1 使用時間を延長して使用する場合は、午前又は午後の時間区分のみ管理上支障のない限り一時間を限度として使用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。
- 2 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

(十六)

すぎなみ環境情報館

杉並区立すぎなみ環境情報館		名称	使用部分	環境学習室	区別	広さ	五七・七	使用	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	夜間 午後六時から 午後十時まで
			洋室	〃	〃			一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	

付記

- 1 使用時間を延長して使用する場合は、午前又は午後の時間区分のみ管理上支障のない限り一時間を限度として使

用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。  
 2 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合は中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

別表第三中

一箇所当たり	八六四円
一台当たり	四〇〇円
同	九〇〇円
同	一、四〇〇円
一本当たり	一、〇二二円
一メートル当たり	八二円
同	一七〇円
同	四三二円
同	八六四円
一平方メートル当たり	八六四円
一本当たり	六八八円
一メートル当たり	一七〇円
同	四三二円
同	八六四円
一箇所当たり	八六四円

を

一箇所当たり	八八四円
一台当たり	四八〇円
同	一、〇八〇円
同	一、六八〇円
一本当たり	一、一九三円
一メートル当たり	九八円
同	一一七円
同	二九四円
同	五八九円
一平方メートル当たり	八八四円
一本当たり	七〇七円
一メートル当たり	一一七円
同	二九四円
同	五八九円
一箇所当たり	八八四円

に、

郵便差出箱	同 三四三円
-------	--------

郵便差出箱又は信書便差出箱	同 三五三円
---------------	--------

一平方メートル当たり (地上露出部分)	二九一元
同 二二四円 (地下部分)	
一平方メートル当たり	二二四円
同 三三二円	

一平方メートル当たり (地上露出部分)	三四九円
同 二六八円 (地下部分)	
一平方メートル当たり	二六八円
同 三九八円	

を

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

荻窪北児童館、消費者センター、西福祉事務所及びすぎなみ環境情報館の施設の使用料を定める等の必要がある。

資 料

別表第三 改定資料

ス管	水道管、ガ	水道管、下	標	鉄	地下電線			電	電柱等	等			公	区
					外徑一メートル以上のもの	外徑四〇センチメートル以上一メートル未満のもの	外徑四〇センチメートル未満のもの			大	中	小		
同	同	一メートル当たり	一本当たり	一平方メートル当たり	同	同	同	一本当たり	同	同	一台当たり	一箇所当たり	使用料の額（月額）	
五八九円	二九四円	一一七円	七〇七円	八八四円	五八九円	二九四円	一一七円	一九三円	一、六八〇円	一、〇八〇円	四八〇円	八八四円	（改定後）	
同	同	一メートル当たり	一本当たり	一平方メートル当たり	同	同	同	一本当たり	同	同	一台当たり	一箇所当たり	使用料の額（月額）	
八六四円	四三二円	一七〇円	六八八円	八六四円	八六四円	四三二円	一七〇円	〇一二円	一、四〇〇円	九〇〇円	四〇〇円	八六四円	（現 行）	

変圧塔、マンホールの類	一箇所当たり	八八四円
郵便差出箱又は信書便差出箱	同	三五三円
地下の占用物件	一平方メートル当たり (地上露出部分)	三四九円
	同 (地下部分)	二六八円
高架の占用物件	一平方メートル当たり	二六八円
天体、気象又は土地の観測施設	同	三九八円

  

一箇所当たり	八六四円
同	三四三円
一平方メートル当たり (地上露出部分)	二九一元
同 (地下部分)	二二四円
一平方メートル当たり	二二四円
同	三三三円

付記

- 1 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。  
2 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。